

## 令和7（2025）年度 岡山県立大学入学者選抜における変更について（予告）【第2報】

令和5年10月19日

令和7年度（令和6年度実施）岡山県立大学入学者選抜を次のとおり変更する予定ですので、お知らせします。

なお、内容は現時点のものであり、今後の状況により変更となる場合がありますので、本学からの発表に注意してください。

### 記

#### ○ 旧教育課程履修者等に対する経過措置（令和7年度入学者選抜試験に限ります）

令和4年12月27日付で公表した、旧教育課程履修者等に対する経過措置のうち、旧教育課程により出題される科目の「旧情報（仮）」を「旧情報」に変更します。

また、新教育課程履修者及び旧教育課程履修者等の定義について、別紙のとおり変更します。

(令和4年12月27日付公表資料の34ページの表)

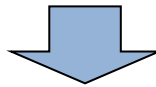
※ 下線部が変更箇所

## 【変更前】

(注) 新教育課程履修者及び旧教育課程履修者等の定義は次のとおりです。

新教育課程履修者	① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に令和4年4月 <u>以降</u> に入学し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月 <u>以降</u> に進級し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月卒業見込みの者
旧教育課程履修者等	上記以外の者 * 高等学校等卒業生、高等学校卒業程度認定試験合格者又は合格見込者、大学入学資格検定合格者、高等専門学校第3学年修了者又は修了見込者、高等専修学校（文部科学大臣に指定された高等専修学校に限る。）修了者又は修了見込者、外国の学校等修了者又は修了見込者、在外教育施設修了者又は修了見込者、及び高等学校等を令和7年3月卒業見込みであるが入学は令和4年3月以前の者など上記に該当しない者

※ 「新教育課程」とは、令和4年4月1日から施行された新しい高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づく教育課程をいい、「旧教育課程」とは、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領に基づく教育課程をいいます。



## 【変更後】

(注) 新教育課程履修者及び旧教育課程履修者等の定義は次のとおりです。

新教育課程履修者	① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に令和4年4月に入学し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月に進級し、平成30年告示学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月卒業見込みの者
旧教育課程履修者等	上記以外の者 * 高等学校等卒業生、高等学校卒業程度認定試験合格者又は合格見込者、大学入学資格検定合格者、高等専門学校第3学年修了者又は修了見込者、高等専修学校（文部科学大臣に指定された高等専修学校に限る。）修了者又は修了見込者、外国の学校等修了者又は修了見込者、在外教育施設修了者又は修了見込者、及び高等学校等を令和7年3月卒業見込みであるが入学は令和4年3月以前の者など上記に該当しない者

※ 「新教育課程」とは、令和4年4月1日から施行された新しい高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づく教育課程をいい、「旧教育課程」とは、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領に基づく教育課程をいいます。